

ACSV Monthly Letter

二度にわたり延期された消費税 10%への増税ですが、2019年10月1日より施行されることが確実となっております。消費税増税への対応と留意点について説明します。

● 消費税増税への対応と留意点

消費税増税に向け、請求書・領収書等の記載事項や保存、会計ソフト等のアップデートなどの対応が必要であり、飲食料品・新聞の定期購読等の軽減税率についても注意が必要です。

	対応・留意点
増税 (2019.10)	請求書等（請求側）
	<ul style="list-style-type: none"> • 〆日が月末でない場合は、～9/30と10/1～を明確に区分 • 単価や家賃などについて、税込みで契約している場合は、増税分を加算（例：10,800円⇒11,000円） • 増税を機に、「税込み価額」に加え「税抜き価額」・「消費税額」を記載した請求書等に変更するのをお勧めします (免税事業者は原則として「税込み価額」のみ記載)
	請求書等（支払側）
	<ul style="list-style-type: none"> • 従来と同様に、請求書等の保存が必要 (クレジットカードの利用票(利用時に発行されるもの)の保存義務について、税務調査等での取り扱いが厳格化されると思われます)
軽減税率 (2019.10)	経理記帳等
	<ul style="list-style-type: none"> • 消費税課税事業者は、原則として会計ソフト等のアップデートが必要 (税込決算の場合は、従来のソフトを継続使用可能ですが、軽減税率等の集計が必要となります)
	請求書等（請求側）
	<ul style="list-style-type: none"> • 飲食料品の販売、新聞の販売等は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）を区分した「区分記載請求書」を発行
	経理記帳等
	<ul style="list-style-type: none"> • 区分記載請求書に記載された税率により、軽減税率の会計ソフトへの入力又は集計が必要

■ 税務カレンダー

	内容	備考
5月	自動車税の納付	
6月	個人住民税納付（第1期）	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。